

健康福祉常任委員会視察報告概要

1 観察日時 令和7年11月4日（火）
午後1時30分から午後3時まで

2 観察先及び調査事項

- ・観察先：福島市保健所
- ・住所：福島県福島市森合町10番1号 保健福祉センター3階
- ・調査事項：福島市保健所

3 参加委員

委員長 小林 澄子 副委員長 斎藤 かおり
長岡 恵子 萩野 泰男 大久保 竜一 大庭 祥照
亀山 恒子 斎藤 由紀

4 観察の目的

福島市は平成30年4月に中核市に移行し、県型保健所から中核市保健所になっていることから、保健所の運営を始めとした業務内容、組織及び職員体制、財政への影響や課題などについて調査するため、観察を行った。

5 観察の概要

福島市保健福祉センターにて、福島市保健所副所長の挨拶が行われた。その後、福島市保健総務課による福島市保健所についての概要説明と質疑応答が行われた。

6 概要説明

【福島市保健所の組織体制】

福島市保健所は保健総務課、衛生課、感染症・疾病対策課、健康づくり推進課の4課で成り立っており、他に感染症・疾病対策専門幹を置いている。保健師をはじめ、薬剤師、農芸化学といった様々な専門職による約100人体制の組織である。各課には専門性の高い係があり、保健総務課には放射線健康管理係、地域医療係といった福島市ならではの係がある。保健総務課では企画・調整業務、衛生課では市民の安心安全を守る現場業務、感染症・疾病対策課では健康危機管理、健康づくり推進課では市民の健康増進に直結する事業を行っている。

【福島市保健所運営基本方針】

①健康なまちづくりの推進②専門性を活かした技術的業務の推進③情報の収集、整理及び活用の推進④健康危機管理拠点としての機能強化⑤企画及び調整機能の強化の5つを基本方針とし、地域保健活動、保健所の各業務に取り組んでいる。

【福島市保健所がめざす“すがた”】

市民のいのちと健康を守る拠点として生涯を通じた健康づくり、保健衛生、健康危機管理の拠点として保健所を設置し、総合的な保健衛生サービスを提供することで、安全・安心で生涯をいきいきと暮らせるまちづくりを推進している。いのちと健康を守る拠点として地域コミュニティをベースに民間団体・地域住民・行政が三位一体で健康寿命の延伸を目指し、健康なまちづくりを進めている。

【専門職の人材確保策と充足率、非正規職員の割合】

（1）中核市移譲により新たに必要になった職員

平成30年当時、各分野で新たに必要となった人員は合計で72人であり、うち14人は県からの派遣になる。保健所業務関係で専門知識や技術を習得するため、中核市移行前の平成29年4月から実務研修として市職員12人を県に派遣した。

（2）県からの派遣職員

中核市移行当初からの一定期間、専門性が高い保健所業務に対応するため、県から豊富な知識や技術、経験を有した指導的な立場を兼ねる職員を派遣していただき、令和7年度現在は衛生課長のみが県からの派遣職員となり、徐々に職員を確保できるようになった。

（3）保健師の確保策と充足率

福島市としては79人の保健師を配置しており、保健師（正職員）の募集に関しては、採用予定人員以上の応募がある。

【県の保健所と市の保健所のすみわけ】

所管だった福島県県北保健所から業務を引き継ぎ各種保健衛生事業等を一元化

《県から移譲された主な保健衛生分野の事務》

- 食品営業の許可、監視指導、食中毒発生時の調査
- 旅館業、理・美容所等の許可、届出、監視指導
- 温泉の利用許可
- 感染症のまん延防止のための措置
- 小児慢性特定疾患の医療費助成、療養支援
- 精神保健に関する相談・訪問指導
- 診療所、薬局等の開設許可、病院、診療所、薬局等の立入検査
- 犬・猫の保護などの動物愛護、狂犬病予防
- 特定給食施設の設置に関する受理、立入検査

《中核市保健所の強み》

住民サービスを直接行いながら、住民に身近な場所での地域保健活動を実施できることと考えている。市が行ってきた対人保健サービス（母子保健、成人保健等）と、県保健所が行ってきた対人保健サービス（感染症対応、難病対策、精神保健対策）を一元的に実施することで窓口が一本化され、住民にわかりやすいサービスの提供がで

きる。新型コロナウイルス感染症の対応について、市に保健所があることで拡大防止の対応を取ることができたという意見がある。

【コロナ禍における対応の振り返り】

保健所としては感染症法に基づく措置等業務に相談対応や患者管理などがある。国などからの情報が直接届き、市民の状況も把握できることから多くの情報が集まる。総合調整や機敏に対応することが可能となったのが強みだと感じている。また予防とまん延防止の協力依頼として飲食店へ訪問し、感染対策を呼びかけ、高齢者施設向けの感染症対策動画を市公式Y o u T u b eに配信するなど市民や施設が一丸となって行動できた。

【感染症対策と通常の業務体制の維持、強化対策】

平時の準備と有事の機動的対策の切り替えが大切だと普段から意識している。また新型コロナウイルス流行時の反省を踏まえ、研修動画を作成し、職員へ配信した。

各部署の臨時応援体制の構築を総務部が行い、感染症対策に係る組織としての体制強化と応援体制を含む人員配置等の体制強化に関するマニュアルについて、各所属における感染症対応と保健所における感染症対応業務の維持の2つの視点から策定した。

応援職員が派遣された場合、職員の居場所やパソコンの確保、業務内容の研修を行うなど、保健所としては受援体制を構築する必要があった。新たな感染症対策に向けて福島市感染症予防計画（感染症法の改正）、福島市保健所健康危機対処計画（感染症編）を策定し、福島市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定中である。

【保健所設置時の市の財政的負担と財源確保】

保健所の整備：約8億7,000万円

内訳①施設の整備・改修等：約6億8,000万円

②保健所開設準備にかかる経費：約1億9,000万円

財源①地方債（一般単独事業債）：約4億9,000万円

②基 金（市公共施設建設基金）：約1億1,000万円

【今後の課題】

（1）健康危機管理体制の強化

福島市は東日本大震災を経験し、新型コロナウイルス感染症も経験した。平時から、激甚化する自然災害、感染症、食中毒等の予防や、発生時は被害拡大防止に努める体制の強化を図る必要がある。

（2）専門職の継続的な確保と育成

日常業務における実務の積み重ねや職場外の研修を通して、業務に係る専門的な知識の能力向上を図る必要がある。

7 質疑応答

質疑：職員の確保について、現在欠員はないとのことだが、平成30年度から今までの
中で一番人材確保が厳しかった部署は。また欠員はいつ解消されたのか。

応答：医師、獣医師、薬剤師は資格があればよいが、例えば農芸化学だと、大学で受講
しただけでなく、その科目の取得単位をクリアしていないと専門職になれない。
そうした理由もあり、中核市移行直後は県から職員が派遣され、その派遣が徐々
に解消されていったということになる。

質疑：県の保健所と市の保健所のすみ分けについて、県の保健所が実施することとなっ
た事務はどういった経緯で決まったのか。

応答：法定で移譲されるものは市が実施することになったが、他は当時の中核市移行準
備室が中心となり市と県の希望を取り、すり合わせを行った。

質疑：獣医師の確保が難しいと思うが対策は。

応答：獣医師は全国的に集まりにくい状況にあり、欠員があれば広報などで募集し、周
知している。自治体によっては常に募集しているところもある。

質疑：保健所のスペースとして既存の施設を一部活用しているが、不足はなかったのか。

応答：地域福祉センターの一部を活用したことで、既存の業務と保健所の業務連携が強
化された。

質疑：県から移譲された事務の中に旅館業や温泉の利用許可があるが、この事務によっ
て専門職の人数は変わってくるのか。

応答：環境衛生監視員は農芸化学技師が担当するので、生活衛生の分野が減るのであれ
ば農芸化学技師の人数が変わってくると考えられる。

質疑：コロナ禍の業務体制で、初動期の体制から地域防災計画に準じた体制を確立する
まで、どの程度の期間を要したのか。

応答：令和2年1月28日に次長等連絡調整会議で新型コロナウイルス関連の肺炎に係
る連絡調整会議を開催し、事前に府内と関係医療機関で共有し、県が対策本部を
設置した翌日にあたる令和2年1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部
を設置した。

8 委員長所感

福島市の今後の課題は、東日本大震災、さらに新型コロナウイルス感染症と大変な犠
牲を経ての教訓です。自然災害、感染症等の対応は、平時の業務体制にプラスしての体
制強化の必要性は、当市も同様である。

専門性が必要な保健所の人材確保・育成は、必須であり、保健師（正職員）の応募は、
採用予定人員を上回るとのことですが、当市では、保健師の確保は医師・獣医師と同様
に厳しく、採用条件が大きな課題だと考える。

健 康 福 祉 常 任 委 員 会 視 察 報 告 概 要

1 観察日時 令和7年11月5日（水）
午前10時から午前11時30分まで

2 観察先及び事項

- ・観察先：福島県福島市
- ・住所：福島県福島市五老内町3番1号
- ・調査事項：福島市バリアフリーマスターplan（心のバリアフリーの取組）
障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例
福島市手話言語条例

3 参加委員

委員長 小林 澄子 副委員長 斎藤 かおり
長岡 恵子 萩野 泰男 大久保 龍一 大庭 祥照
亀山 恒子 斎藤 由紀

4 観察の目的

「所沢市障害のある人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、約8年が経過し、さらなる社会的障壁の除去につながる目標設定を行う必要があると考えることから、福島市の「福島市バリアフリーマスターplan（心のバリアフリーの取組）」、「障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」、「福島市手話言語条例」における取組について調査するため、観察を行った。

5 観察の概要

福島市役所会議室にて、福島市議会白川敏明議長の挨拶が行われた。その後、福島市健康推進部共生社会推進課による「福島市バリアフリーマスターplan（心のバリアフリーの取組）」、福島市健康推進部障がい福祉課による「障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」、「福島市手話言語条例」について概要説明と質疑応答が行われた。

6 概要説明
【心のバリアフリーの取組】

目的

福島市における心のバリアフリーとは年齢や性別、障がいのある・なし、国籍などの違いに関わらず、お互いに关心を持ち、理解し合い、自然に支え合える行動のことと捉えている。①気付く（意識醸成）②行動する（行動変容）③環境が変わる・変える（社会変革：もの・制度・文化情報・心）という3つの取組を一巡するだけでなく、巡回させることで浸透させていきたいと考えている。福島市では特に「気付く」と「行動する」

に重きを置き、全ての段差をなくすことが目的ではなく、「段差に気づき、手を差し伸べられる」ことという気持ちの在り方になるようアプローチしていくことが目的である。バリアフリーマスタープランでは、住民その他の関係者の「理解の増進」と「協力の確保」を包含する考え方と一致する。

これまでの取組

○バリアフリー推進パートナーミーティング

バリアフリーの取組に賛同する320事業所・団体と年に1回定例ミーティングを開催し、障がい者の疑似体験、手話講座、パートナー間の意見交換を行う。

○広報紙「ここフリ」の発行

デジタル配信を基本としているが、デジタル媒体がない人には紙で発行している。直近のバリアフリーの話題やパートナーの取組を届けている。

○パートナー×推進隊にユニフォームを寄贈・PR活動

市内大学の学生ボランティアによるPR隊へ協賛団体・事業者のロゴもプリントしたユニフォームを寄贈し、ボランティア活動時に学生に着用してもらう。心のバリアフリーについて自分たちで考えた「実践のポイント」を独自のチラシに掲載し、駅前の通行人に配布した。今後は啓発用ショート動画も公開予定。

取組の成果と今後の展開

事業者の啓発と地域づくりの両輪を回すことで心のバリアフリーを推進しているが、令和7年4月にLINEで実施したアンケートでは「心のバリアフリーという言葉を見たり、聞いたりしたことがある」という質問で「ある」と回答したのは44.8%であり、令和5年度に国が行った同様のアンケートでは21.6%であった。全国実績は上回ったが、市民の半数は認知していないので目標認知度50%を目指し、今後展開していきたい。

今後は心のバリアフリー推進隊による普及・啓発、ソフト面のバリアフリー化、官民連携したバリアフリーの取組の3つの軸を結び付けながらバリアフリーの推進に努めていきたい。

【障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例】

条例制定の経緯

福島市障がい者計画の基本理念「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を目指し、差別の解消の推進はもとより、施策を総合的・計画的に推進する福島市の障がい福祉行政の幹となる条例を制定する。

具体的には、障害者基本法の基本原則である「地域社会における共生等（第3条）」、「差別の禁止（第4条）」について、法第11条第3項に基づき策定している「福島市障がい計画」の基本理念、基本目標、基本的な施策の方向等を盛り込み、福祉の実態に即した独自の条例制定を目指す。

目指す姿

- バリアフリーを定義し、市、市民、事業者がそれぞれ取り組むバリアフリー化の推進に係る規定を盛り込む。
- 福島市職員対応要領を規定に盛り込む。
- 障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法にそれぞれ規定されている外部組織（推進組織）を一体として設置し、施策全体を総合的・計画的に推進する。
- 基本施策の推進方針に「重点施策」を盛り込み、条例と根拠とする施策（事業）の促進を図る。

重点施策その1 相互理解の促進：授産を通じた交流「いきいき！ふくしまーチェット」の拡大

重点施策その2 雇用・就労の促進：積極的な障がい者雇用策（市役所）

重点施策その3 バリアフリー化の推進：バリアフリー推進パッケージ（庁内横串施策）

福島市いきいき共生推進委員会

《目的》

条例第15条の規定に基づき設立された委員会であり、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法にそれぞれ規定されている組織を一つにまとめ、福島市の障がい福祉施策を一体的に推進し、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。

《委員構成》

委員定数：15人

選出区分・分野：学識経験のある者（教育、医師、司法）、障がい者及びその家族（知的・身体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、精神障がい）、障がい者等の自立及び社会参加に関する事業に従事する者（福祉、相談支援、身体施設、知的施設、精神施設）、関係行政機関の職員（保険・福祉、教育、勤労）

条例に基づく取組

（1）いきいき！ふくしまーチェット事業

障がい者施設で生産された製品（授産品）の販売を行い、工賃向上を目指す。さらに、障がい者への理解の醸成や、障がい者の社会参加を促すとともに、授産品販売を通じた交流の場を創出し、心のバリアフリーを推進する。

① いきいき！ふくしまーチェット

障がい者の社会参加と交流の場の創出に向けて障がい者施設で作られた商品の販売

② いきいき！ふくしまラボ（令和5年度）

市内若手パティシエ4人衆と障がい者施設で商品（レシピ）開発！レシピには福島の農産物を使用する（農福連携）

③ いきいき！ふくしまEXPO（令和6年度～）

企業と障がい者就労系事業所をつなぐマッチングイベント

障がい者就労系事業所の仕事（業務請負）と商品を見本市形式のイベントで企業の需要とマッチング

（2）ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマーク・ヘルプカードを作成・配布、併せて普及啓発を行うことにより、心のバリアフリーを推進する。

配布実績（令和6年度末現在）

ヘルプマーク：3,385個 ヘルプカード：4,340枚

（3）農福連携事業

（4）ボッチャ普及推進事業

（5）障がい者に配慮した災害時支援事業

障害のある方が通い慣れた通所事業所等を福祉避難所として確保。12法人21事業所と協定を締結（令和7年11月現在）

【福島市手話言語条例】

条例制定の経緯

「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は音声言語と同様に「言語」であることが明記された。「手話は言語」であり、いつでもどこでも、安心して手話を使用できる環境を整えるとともに、全ての人が、ろう者及び手話への理解を深め、お互いの個性と人格を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定した。

H26.6 福島市議会より「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」を国に提出

H29.9 第1回当事者団体とのヒアリング開始→以降定期的に開催（全5回）

H29.10 障がい者地域生活支援協議会にて協議開始→以降定期的に協議実施

H30.7 「手話言語条例」素案

H30.9 パブリックコメント

H31.4 「手話言語条例」施行

H31.4 「手話言語条例に基づく福島市手話施策推進方針」施行

条例に基づく取組

《福島市手話施策推進方針（平成31年4月1日施行）》

福島市手話言語条例第7条の規定に基づき、手話に関する施策を推進するための方針を定めた。継続施策とこれから実施予定の施策を記載し、当事者団体や関係団体と協力連携して手話施策を推進していく。

継続施策	予定施策
① 手話奉仕員養成講座の開催	① I C Tの活用（タブレット端末による遠隔手話サービスの導入）

② 手話通訳・要約筆記者の派遣	②手話を紹介したパンフレット等の作成、配布
③手話通訳付き市政テレビ番組の放送	③出前講座の実施
④設置手話通訳者による市役所内の手続き時の情報提供	④市主催の講演会等における手話通訳者の配置
⑤ 市議会傍聴者に対する手話通訳	⑤医療機関への手話通訳者派遣制度の周知
⑥ 消防による火災や救急のための「Eメール119番」や「FAX119番」の利用	⑥意思表示のためのカード作成、配布
⑦警察による緊急通報手段としての「SOSメール110番」の利用	⑦消防による火災や救急のための「NET119」緊急通報システムの導入

7 質疑応答

質疑： 所沢市では障がい者に対する差別事例の解決に取り組む組織として、「社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会」を設置しているが、同様の組織の設置状況は。

応答： 設置していない。条例に障害者差別解消法に基づく「助言又はあっせん」、「勧告」、「公表」等の規定がないため今後追加する必要があると考えている。

質疑： 市防災会議委員の障がい当事者の選任の有無は。

応答： 障がい当事者の選任はない。福島市防災推進ネットワークには、障がいを持つごとの親の団体が選任されている。

質疑： 視覚障がい者への配慮として、音声での提供や点字、拡大文字などがあるが、行政からの個人あての通知等の取り扱いはどうしているか。

応答： 福島市視覚障がい者福祉協会と協議し、封筒に点字で「福島市」と入れ発送している。

質疑： 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月から施行され、視覚障がい者や聴覚障がい者から優先的に取り組まれるべき課題にすべきであるとの意見が出ているが、どう考えるか。

応答： 令和6年3月に策定した「第3次福祉障がい者計画」において、基本目標の1つとして「デジタル活用による共生社会づくり」と規定し、障がいのある方に配慮したICT機器の利用促進など、情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けた取組を推進するとともに、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができるインクルーシブな社会の実現に向けた施策を推進していくこととしている。

質疑： バリアフリー推進パートナーはどういった団体が多く登録しているのか。

応答：各小・中学校も登録しており、市内小学校は約60校、中学校も約20校あるので学校が多くなっている傾向がある。他に一般事業所、NPO法人、社会福祉法人の運営母体は概ね同数の登録となっている。

質疑：バリアフリー推進パートナーの登録数の推移は。

応答：発足時は260団体が登録しており、年単位で10団体増を目標に令和元年度から活動している。右肩上がりに推移しており、伸び率は一定となっている。

質疑：心のバリアフリーを福島市で進めるに当たり参考にした自治体は。

応答：可能な限り福島市らしさをアピールしたい部分もあり、模索しながら独自に取り組んでいる。

質疑：パワーポイントの資料やパンフレットは業者が作成しているのか。

応答：パワーポイントは自所属で作成しているが、手話のパンフレットは当事者団体にも意見をもらい、意見をまとめたものを印刷業者にオーダーし、レイアウトを指定し、デザインは印刷業者が行った。

質疑：全てのバリアフリーを完全に行うのではなく、自発的に気づき、積極的に手を差し伸べられるような心を育むよう推進していることだが、どこまで整備するというラインはどのようにまとめたのか。

応答：バリアフリーには、ハード面と切り離せない部分があるので、どこまでという線引きは常に出てくる部分だと思う。区切りとして話が出てくるのは公共施設の中は可能な限りバリアフリーを行い、利用者が多い歩道は点字ブロックを設置し、中心市街地の特定の部分まで整備することを目標に達成率を確認している。

質疑：手話の資格を取得することは重視しているのか。

応答：目的は手話が必要な人への理解・普及なので資格取得は考えていない。

8 委員長所感

共生社会推進課の設置で、意識醸成・行動変容・社会変革の取組を巡回させることは、制定後約8年が経過した「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」において、さらなる社会的障壁の除去に繋がる目標設定をしながら前進させることであると理解しました。そして、福島市職員対応要領を規定に盛り込むバリアフリー推進パッケージ（府内横串施策）は、一部署の課題とはせず、全庁的な取組によって、全市的に推進することができると考える。